

川崎市公告第1025号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和8年7月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

令和8年度小地域における生活支援体制等整備事業業務委託

2 委託内容

小地域における生活支援体制等整備に取り組むため、介護事業所に生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題解決にむけた支援を行う 等

3 履行期限

令和8年10月1日～令和9年3月31日

4 提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第83条第1項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業所」又は条例第192条第1項に規定する「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」として川崎市から指定されていること。
- (4) 本年度4月1日から起算して過去2年の間に、川崎市から介護保険法第78条の9及び第78条の10に定める命令以上の行政処分を受けていないこと。
- (5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。

なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること（以下、提出場所と同じ）。

また、期限までに提出しない団体等及び提案参加資格がないと認められた団体等は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和8年7月3日(金)から7月17日(金)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで * 土日・休日は除く

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 担当 田持・澤田

電話：044-200-0482 FAX：044-200-3718

(3) 提出書類

①参加申出書(様式1)

②事業所概要書(様式2)

③コンプライアンスに関する申告書(様式3)

④誓約書(様式4)

(4) 提出方法

郵送又は持参 * 郵送の場合は受付期間最終日当日消印有効

郵送の場合、簡易書留にて送付すること

6 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和8年7月29日(水)午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式(様式6)を本市ホームページからダウンロードし、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市はすべての質問について令和8年8月4日(火)までに回答を行う。

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和8年8月21日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

5(2)と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参 * 郵送の場合は提出期間最終日当日消印有効

(4) 提出書類

- | | |
|-------------------|----|
| ① 表紙（様式7） | 1部 |
| ② 提案書（様式8 ⑤-2を含む） | 1部 |
| ③ 要件確認書（様式9） | 1部 |
| ④ 見積書（様式10） | 1部 |
| ⑤ 添付書類 | 1部 |

8 選定審査委員会

(1) 日時

令和8年9月2日（水）（時間及び開催場所は後日連絡）

(2) 時間

各社プレゼンテーション 15分以内、質疑 10分程度とする。

(3) 評価項目

次項参照

各項目と配点比率

項目		配点
活動実績		30点
①	利用者の自宅や地域での暮らしを支えるために、事業所による直接的な支援以外に、どのような工夫を行っているか。	10点
②	利用者へのケアを通じて、近隣住民や地域の関係者との関係づくりが行われているか。	5点
③	地域との積極的な関係づくりや、地域課題の解決に向けた取組、介護保険サービスを利用していない地域住民からの相談・支援等に取り組んでいるか。	5点
④	活動にあたっては、事業所が直接支援をするだけでなく、地域との協働体制が築けているか。	5点
対象エリアの状況把握		
⑤	地域での取組にあたって、対象エリアの状況を収集できているか。また、地域の関係者と共有しているか。	5点
活動計画		55点
人員体制		
⑥	事業所のスタッフが増える等、事業所全体として円滑な業務実施が可能となる提案になっているか。	10点
⑦	対象エリアの状況を把握している等、円滑な事業実施が可能な人材を配置する提案となっているか。又は、地域での活動について実績・経験を有する人材を配置する提案となっているか。	10点
活動計画		
⑧	・取組を効果的に進めるために、地域の生活支援ニーズをどのように把握するか。	10点
	・取組を効果的に進めるために、どのような地域の資源を把握するか。	5点
	・事業所の資源を活用した支援だけでなく、地域の様々な資源	10点

	(人・活動・場所 等) を活用・連携する視点が盛り込まれているか。	
	・地域交流スペース等の事業所の持つ資源を積極的に活用する計画になっているか。	10点
その他の取組		10点
事業所のネットワークづくり等の取組		
⑨事業所間の顔の見える関係づくり、複数事業所による勉強会の開催など、地域の介護サービス事業所のネットワークづくりの取組実績があるか。		5点
行政との連携・制度の理解		
⑩過去1年間に、次の項目に該当した取組の実績があるか。(法人としての取組を評価) ●介護保険制度に関する、国・県・市等の行政機関による検討会への参画、研修企画等への協力実績がある ●かわさきいきいき長寿プランの推進に資する取組がある ●区役所と連携して実施した取組がある		5点
その他評価		5点
⑪積極的な提案が行われているか。		5点
合計		100点

9 関連情報を入手するための照会窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当 田持・澤田

電話 044(200)0482

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

10 その他

(1) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語・円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案者負担とする。

(4) 業務規模概算額(上限)

令和8年度

1事業所あたり合計1,750,000円(非課税)

内訳

令和8年度 1,750,000円(非課税)

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。